◎原則、国や埼玉県の指針に準ずる

職員のマスク着用の方針

→マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

※室内の換気をするなど、基本的な感染防止対策を行うことが前提。三密の回避、手洗い・手指消毒、職員同士の 距離確保、複数人が触る箇所の消毒など、従来の感染防止対策は引き続き行う。

- ※咳などの症状がある場合は、マスクを着用。
- ※感染拡大期には状況に応じ、一時的に広くマスクの着用を求めるなど、より強い感染対策を実施する。

●マスクの着用を推奨する場面

- ◇高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防止する場面
 - ・医療機関を受診するとき。
 - ・医療機関や高齢者施設等で勤務するとき、また訪問するとき。
- ◇その他、感染防止に効果的な場面
 - ・換気が不十分な空間での会議、公用車同乗のとき。
 - ・混雑した電車・バスなどに乗車するとき。

窓口のある職場での接客対応

・パーテーションは原則そのまま設置しておく。